秋試験（技術系職種特別枠）の受験対象者

区分	春試験				秋試験
①当該年度において人事委員会が実施する試験を初めて受験される方					土木特別枠 農業土木特別枠 畜産特別枠 林業特別枠
②春と秋の試験で異なる区分試験を受験される方	一般行政特別枠・土木特別枠・農業土木特別枠・畜産特別枠・林業特別枠・一般行政・警察行政・心理・社会福祉・電気・機械・土木・建築・化学・農業・農業土木・畜産・林業・水産・管理栄養士	→			土木特別枠（春試験で土木特別枠を受験された方を除く。） 農業土木特別枠（春試験で農業土木特別枠を受験された方を除く。） 畜産特別枠（春試験で畜産特別枠を受験された方を除く。） 林業特別枠（春試験で林業特別枠を受験された方を除く。）
③春試験で「一般行政特別枠」と「技術系職種」を併願された方のうち、秋試験で「技術系職種特別枠」を受験される方	一般行政特別枠	→（併願）	心理・社会福祉・電気・機械・土木・建築・化学・農業・農業土木・畜産・林業・水産・管理栄養士	→	土木特別枠 農業土木特別枠 畜産特別枠 林業特別枠
④春試験で「技術系職種特別枠」と同じ職種の「技術系職種」を併願された方のうち、秋試験と春試験で異なる「技術系職種特別枠」を受験される方	土木特別枠	→（併願）	土木	→	農業土木特別枠 畜産特別枠 林業特別枠
	農業土木特別枠	→（併願）	農業土木	→	土木特別枠 畜産特別枠 林業特別枠
	畜産特別枠	→（併願）	畜産	→	土木特別枠 農業土木特別枠 林業特別枠
	林業特別枠	→（併願）	林業	→	土木特別枠 農業土木特別枠 畜産特別枠